

資 料

中国における保険法改正に関する研究

費 安 玲⁽¹⁾

王 緒 瑾⁽²⁾

大 塚 英 明⁽³⁾ 監訳

陳 景 善⁽⁴⁾ 訳

- 一 中国保険法の立法背景及び改正の理由
- 二 2002年の保険法改正の基本内容
- 三 中国保険法における今後の研究課題

内容概略：

中国の保険法は1995年に公布，施行され，中国における保険業の発展を促進してきた。WTOへの加盟と保険業の発展に伴い，2002年に主として保険業法に関する部分的改正を行った。しかしながら，依然として保険業の発展を完全

(1) 本稿は，2003年7月にタイで開かれたアジア太平洋保険学会第七回の論文集に投稿した論文と講演原稿，2003年10月に北京弁護士協会における講演原稿，2005年6月に北京大学中国保険および社会保障研究センターでの講演原稿に基づいてまとめたものである。

(2) 著者費安玲は，中国政法大学民商法経済法学部副院長，教授，中国民法学会の常任理事，中国著作権学会常任理事である。なお，ローマ第二大学の客員教授，北京仲裁委員会の仲裁員を兼任している。Tel：8610-82572451；Fax：8610-82572744；Email:feial@mx.cei.gov.cn，

第二著者王緒瑾は，北京工商大学保険学部学部長，北京工商大学保険研究センターの主任であり，アジア地区リスクおよび保険学会の常任理事と中国保険学会の常任理事および中国社会保险学会の理事，北京仲裁委員会の仲裁員を兼任している。Tel：8610-82572744；Fax：8610-82572744；Email:feial@mx.cei.gov.cn。

(3) 早稲田大学法務研究科教授。

(4) 早稲田大学法学部助手。

に満足させる迄には至らなかった。

本文は三つの部分から構成される。第一章では、1995年の保険法の公布背景と2002年に改正した理由、第二章では、2002年の保険業法改正に関する主要内容を解説し、第三章では、保険法において改正すべき問題—立法例、保険業法及び保険契約法の三つの面について検討を行った。

一 中国保険法の立法背景及び改正の理由

1 1995年の保険法制定の立法背景

計画経済から市場経済体制へ転換する歴史的背景において、中国の保険業は比較的低いレベルにあり、保険市場の独占的局面は打開できていない状態であった。そこで、当時立法の指導方針の一つとして、保険法は国の保険体制の改革の目標と要求に合致するだけでなく、更に新旧体制の転換期における中国保険業法の実態も考慮しなければならないという背景があった。

2 2002年に改正した理由

① 外部環境の変化

金融体制改革の進化、市場メカニズムの役割の強化、特に WTO への加盟後、中国の対外開放及び国際スタンダードへの調和が加速化された。

② 内部構造の変化

中国の国内市場においても、市場の主体が増加し、業務規模が急速に拡大し、保険商品も豊富になり、保険資金の運用に対して新たな要求が生じ、保険料比率の市場化も加速化し、会社の管理レベルも高くなった。業界の自主組織による役割も発揮され、尚中国の保监会（「保険管理監督監視委員会」、通常「保监会」と略す）の設立により保険監督管理の強化も図られた。これらは、更に市場経済の要求と国際競争への参画による需要を満足させていた。

例えば、保険会社の数も1995年の9社から2002年の54社に増加し、市場の類型も完全独占型から巨大独占型市場へ転化し、業務の規模も急速に拡大した。その状況は以下の表1、2の通りである。

3 改正に関する指導方針及び改正原則

この時期に、中国は WTO への加盟の承認が実現できたので、改正におけ

表1 2002年の中国保険市場における主体構造一覧表。単位：億人民元

社 名	保 険 料 収 入	シェア (%)	財産保険		生命保険	
			保険料 収 入	シェア (%)	保 険 料 収 入	シェア (%)
中国系保険公司	3007.95	98.49	773.17	99.19	2234.78	98.25
中国人民保険公司	549.41	17.99	549.41	70.94		
中国生命保険公司	1287.18	42.15			1287.18	56.59
中国太平洋保険公司	351.18	11.50	102.15	13.19	249.03	10.95
中国平安保険公司	617.65	20.22	82.26	10.62	535.39	23.54
華泰損害保険株式有限公司	7.59	0.25	7.59	0.98		
泰康生命保険株式有限公司	65.63	2.14			65.63	2.89
新華生命保険株式有限公司	79.83	2.61			79.83	3.51
中華聯合保険公司	6.28	0.21	5.16	0.67	1.12	0.05
天安保険株式有限公司	7.17	0.23	7.17	0.92		
大衆保険株式有限公司	5.07	0.17	5.07	0.66		
国家輸出信用保険公司	5.63	0.18	5.639	0.73		
永安損害保険株式有限公司	3.30	0.11	3.30	0.43		
華安損害保険株式有限公司	2.93	0.10	2.93	0.38		
2. 外資（中外合資）保険 公司	46.2	1.51	6.34	0.81	39.86	1.75
美国友邦保險有限公司上海 分公司	15.77	0.			15.77	0.69
美国友邦保險有限公司広州 分公司	8.29	0.20			8.29	0.36
美国友邦保險有限公司深圳 分公司	1.73	0.03			1.73	0.08
太平保險公司	19.06	0.	2.48	0.32	16.58	0.73
美亜保險公司上海分公司	2.81	0.07	2.81	0.23		
美亜保險公司广州分公司	0.61	0.02	0.61	0.08		
美亜保險公司深圳分公司	0.26	0.01	0.26	0.03		
香港民安保險有限公司深圳 分公司	1.61	0.08	1.61	0.21		

香港民安保險有限公司海口分公司	0.06	0.01	0.06	0.01		
豐泰保險公司上海分公司	0.32	0.018	0.32	0.04		
東京海上火災保險公司上海支社	0.70	0.	0.70	0.09		
三井住友保險公司上海分公司	0.24	0.	0.24	0.03		
三星海上火災保險公司上海分公司	0.27	0.	0.27	0.03		
中銀深圳分公司	0.15	0.	0.15	0.03		
美国聯邦上海分公司	0.06	0.	0.06	0.01		
金盛生命保險有限公司	0.93	0.			0.93	0.04
安聯大衆生命保險公司	1.23	0.			1.23	0.05
皇家太陽聯合保險公司上海分公司	0.26	0.	0.26	0.03		
中宏生命保險有限公司	4.03	0.			4.03	0.18
太平洋安泰保險公司	4.47	0.20			4.47	0.20
中保康聯保險公司	0.13	0.003			0.13	0.01
信誠保險公司	2.14	0.			2.14	0.09
恒康天安保險公司	0.23	0.			0.23	0.01
光大永明保險公司	0.31	0			0.31	0.01
美国友邦保險有限公司蘇州分公司	0.04	0			0.04	0.01
美国友邦保險有限公司北京分公司	0.25	0			0.25	0.00
中意生命保險公司	0.32	0			0.32	0.01
首創安泰保險公司	0.01	0			0.01	0.01
海尔ニューヨーク生命保險公司	0	0			0	0.00
合計	4.15	100.0	779.51	100.0	2274.64	100.0

注：表1における保険料収入には再保険料は含まれていない。資料：《中国保険年鑑》(2003年版)による。

表2 1980～2002年、中国における保険料収入の状況

年度	国内生産 総値 (億元)	増長率 ⁽⁵⁾ (%)	保険料 収入 ⁽⁶⁾ (億元)	増長率 ⁽⁷⁾ (%)	財産保 険料収 入 (億元)	増長率 (%)	生命保 険料収 入 (億元)	増長率 (%)
1980	4517.8	7.8	4.6	—	4.6	—	—	—
1985	8964.4	13.5	33.1	65.5	28.69 ⁽⁸⁾	49.94	4.41	508.3
1990	18547.9	3.8	135.17	38.5	106.76	36.78	28.41	45.1
1991	21617.8	9.2	178.24	31.9	136.83	28.17	41.41	45.76
1992	26638.1	14.2	211.69	18.8	147.40	7.72	64.29	55.25
1993	34634.4	13.5	395.47	86.8	251.40	70.56	144.07	124.09
1994	46759.4	12.6	500.35	26.5	336.90	34.01	163.45	13.45
1995	58478.1	10.5	594.9	18.9	390.70	15.97	204.20	24.93
1996	67884.6	9.6	777.13	30.6	452.49	15.82	324.62	58.97
1997	74772.4	8.8	1087.95	40.0	480.73	6.24	600.24	84.91
1998	79553.1	7.8	1247.6	14.7	499.60	3.92	747.70	24.57
1999	82054	7.1	1393.2	10.2 ⁽⁹⁾	521.1	2.9 ⁽¹⁰⁾	872.1	15 ⁽¹¹⁾
2000	89404	8.0	1595.9	14.5	598.4	14.8	997.5	14.4 ⁽¹²⁾
2001	96500	7.4	2109.4	32.2	685.4	14.6	1424.0	42.8
2002	102398	8	3054.15	44.6	779.51	13.3	2274.64	59.7

(5) 1998年以前の国内生産値および増長幅に関する資料は中国統計出版社が1999年に出版した《中国統計年鑑》による。1999年と2000年の資料は統計公告の資料による。

(6) 裴光《中国保険業監督管理に関する研究》第378, 380頁参照, 中国金融出版社, 1999年11月。

(7) 1999年以外の, その他年の保険料収入, 財産保険料収入, 生命保険料収入の増長は前年度の数値に基づいて算定した数値である。

(8) 1985年から1988年までの資料は, 財産保険料収入と生命保険料収入に基づいて算定した。

(9) 前掲注5の資料を参照。

(10) 前掲注5の資料を参照。

(11) 前掲注5の資料を参照。

(12) 2000年の保険料の収入, 財産保険料収入, 生命保険料収入およびその増長率

る指導方針として保険監督管理を強化し、保険業の改革と発展をサポートするという方針を採った。

改正の原則：2002年の改正法では WTO の加盟時に承諾した条文に不適合な場合は、全て修正し、実践が証明した通り保険業の発展に明らかに不利で修正しなければならない条文については、必ず修正することにした。司法解釈等の方法により把握できる条文、または改正してもしなくてもいい条文については、暫く改正しないことにした。

そこで、2002年の保険法の改正において保険業法の内容については修正したが、保険契約法にはまだ及んでいない状態である。

二 2002年の保険法改正の基本内容

1 WTO への加盟時の承諾に基づいて行った改正

WTO への加盟時の承諾に基づいて、法定再保険に関する改正があった。改正前の保険法第101条では、「生命保険業務以外に、保険会社はその担保する保険業務ごとに、国の関連規定により20%の再保険を行わなければならない」と規定していた。中国は WTO への加盟申請書類において、非生命保険業務において20%という法定再保険比率を、WTO への加盟後徐々に5%ずつ下げて、4年以内に廃止すると承諾し、生命保険業務においても再保険を行うことになった。そこで新保険法は前述の第101条について、「保険会社は、保険監督管理機構の関連規定に基づき再保険を行わなければならない」と内容を改めた(新保険法第104条)。

2 保険業の改革及び発展に適応するための改正

① 保険資金に関する運用

改正前の保険法第104条第3項によると「保険会社の資金は証券経営機構及び企業の設立のために投資してはならない」と規定した。1995年に保険法の制定時に、当該規定は当時の混乱状況に対処するためには必要な規制条文であった。ただし、現に中国の保険会社と外国保険会社の保険合弁会社(保険会社も企業の一種)の設立を許可していることに照らして、新保険法は保険会社の資

に関する資料は《中国保険報》2001年1月12日の報道による。

金を企業に投資してはならないという規定を削除し、前述の規定を「保険会社の資金は証券経営機構の設立に使用してはならない」（新保険法第105条）と改めた。

改正した理由：必要性からみると、投資収益が比較的に低くなり、逆ザヤが生じ、なお保険会社のソルベンシー能力も影響を受けており、競争が激しく、保険者の利益が下がる状況の中で、投資収益をもって欠損を填補することが求められた。新保険商品、特に投資型保険商品の収益は投資収益と直接かわっていた。投資者収益は経營業績を直接決定し、国务院も更に広い範囲において市場における投資ルートを突破しようと試みていた。

可能性からみると、改正により保険監督管理を強化し、内部統制システムを整備し、投資組合せを調整し、投資リスクを分散することができると判断した。

そこで、改正前の保険法第104条第3項において、「保険会社の資金は証券経営機構及び企業に投資してはならない」と規定してあったが、改正後の新保険法第104条第3項において「保険会社の資金は証券経営機構の設立に使用してはならず、また保険業以外の企業の設立に使用してはならない」と改めた。

② 保険約款と保険料比率に関する認可

改正前の保険法第106条第1項によると「商業保険における主要な保険商品に関する基本約款及び保険料比率について金融監督管理部門が制定する。保険会社は制定しようとするその他保険商品の保険約款及び保険料比率について金融監督管理部門に届出なければならない」と規定した。しかしこのように、保険監督管理機構が保険約款及び比率について規定すると、保険会社が新保険商品を開発するのに不利となる。中国の保険市場の発展により保険約款及び比率は保険会社が自主的に制定し、保険監督管理機構はその内の社会の公衆の利益にかかわる保険種類及び新たに開発した生命保険商品の保険約款及び比率に対し、公衆の利益を保護し不正競争を防止する原則に基づき認可を行い、その他の保険商品の保険約款及び比率については届出による管理を行うのが適宜であると判断された。そこで、新保険法は元の条文規定を改めて「社会公衆の利益にかかわる保険商品及び新たに開発した生命保険商品等に関する保険約款及び比率については保険監督管理機構に届けて認可を得なければならない、保険監督管理機構は認可の際、社会公衆の利益及び不正競争の原則に従う。認可の範囲と具体的方法については、保険監督管理機構が制定する。その他の保険商品

の保険約款及び比率については、保険監督管理機構に届出なければならない」と規定した（新保険法107条）。

改正した理由：第一は、公平を保証するためである。保険契約の紛争処理は通常被保険者または受益者に有利な方向で解釈し、保険者より起草されたものである。そこで、保険者を起草者として位置づけるとまさに公平の原則に従うことになる。第二は、中国の保険市場は既に育成され、保険会社または保険業協会は基本的に保険約款及び比率を制定する能力を備えている。第三は、価格と商品の戦略は、通常国際上ほとんどの国の保険市場の販売において慣用されている主たる手段となる。約款と比率の市場化を実行すると市場の競争を促進するのに有利となる。第四は、地域による差異は、リスクの差をもたらしている。第五は、中国は広東省において自動車保険料比率の市場化の試行を行っており改正に迫られていた。

③ 第三領域における兼営問題

改正前の保険法第91条によると、「保険会社の業務は、（一）財産保険業務、これには財産損失保険、責任保険、信用保険等の保険業務が含まれている。（二）生命保険業務、これには生命保険、健康保険、傷害保険等の保険業務が含まれている。なお、同条では「同一の保険者は損害保険業務及び生命保険業務を同時に兼営してはならない」と規定したが、これは、財産保険の補償性、生命保険の貯蓄性に照らして、両者の兼営を禁止したわけである。即ち、生命保険の資金を財産保険の補償に使用してリスクをもたらすのを防止するためであった。保険の根本法則からみると、短期健康保険及び傷害保険は生命保険業務であるが短期保険に含まれており、財産保険と同じく補償性を有している。また、精算基礎と財務会計処理原則も同様であり、国際上「第三領域」と見なされている。多くの国及び地域では財産保険会社と生命保険会社が同時に短期健康保険と傷害保険業務を営営することができる。そこで、新保険法は旧保険法第91条第2項の規定を改めて「同一の保険者は財産保険業務と生命保険業務を兼営してはならない。但し、財産保険業務を営営している保険会社は保険監督管理機構の認可を得て、短期健康保険業務及び傷害保険業務を行うことができる」（新保険法第2条第1項）と規定した。

（1）旧法が兼営を禁止した理由

商業保険は通常生命保険、財産保険、傷害保険及び健康保険に分けられ、生命保険は第一領域、財産保険は第二領域と呼ばれ、傷害保険及び健康保険は第

三領域と呼ばれている。1995年に公布した「保険法」第91条によると保険会社の業務範囲は財産保険と生命保険に分けられ、「財産保険業務には財産損失保険，責任保険，信用保険等が含まれ，生命保険業務には生命保険，健康保険，傷害保険等が含まれている。同一の保険者は財産保険業務及び生命保険業務を兼営してはならない」と規定している。

中国の旧保険法は人と物を保険標的として分類し，生命保険と財産保険に分けている。「同一の保険者は財産保険業務と生命保険業務を兼営してはならない」という規定を設けた理由は：第一，生命保険と財産保険は性質が異なる二つの種類の保険である。特に生命保険は貯蓄性を有しており，財産保険業務は生命保険業務より安定性が高くなく，兼営すると生命保険の方の長期的資金が財産保険の方の短期的ソルベンシーに流用されて生命保険の経済保障を失うことになるおそれがあり，これを防止するために，分業経営について厳格に監督・管理を行う必要性があった。第二，中国は1958年より全面的に生命保険業務を停止してから23年が経過した。1982年に国内における保険業務を再開してから1995年の保険法の公布までの10年あまりの実務経験しかない上に，1994年にやっと真の市場経済体制を構築するに至った。当時，中国は商業保険，特に商業生命保険業務の経営及び監督管理の経験が不足し，財産損害と人身という厳格な保険目的を分業経営の根拠とし，これが当時の健全な保険会社の経営に資したのである。

（2）新法が第三領域において兼営を認めた原因

しかしながら，中国の保険業務の飛躍的發展，特に傷害保険と短期健康保険業務の拡大により第三領域と財産保険業務は多くの部分において同様であることがわかった。なお，中国も既にWTOに加盟しており，国際上ほとんどの国または地域が保険会社の業務範囲において業務の性質上（または異なる経営技術により）生命保険と非生命保険にわけ，非生命保険を財産保険と傷害保険と健康保険（即ち第三領域）に分けている。實際上，第三領域は短期保険に含まれる。そこで，通常財産保険と生命保険業務に対し厳格に分業経営する以外，第三領域は生命保険会社と非生命保険会社のいずれの経営の範囲にも含まれている。中国は徐々に国際保険立法慣例に適応して傷害保険と疾病保険（通常「第三領域」と称す）を生命保険会社と財産保険会社のいずれもが経営できる業務範囲に加えた。

中国では2002年の改正を通して，同一の保険者が財産保険業務と生命保険業務を同時に兼営してはならないと規定した元の規定を「同一の保険者は財産保

険業務と生命保険業務を兼営してはならない。但し、財産保険業務を営んでいる保険会社は保険監督管理機構の認可を得て、短期的健康保険業務と傷害保険業務を営むことができる」と規定内容を改めた。即ち、法律をもって財産保険会社に第三領域を兼営する権利を与えた。財産保険会社が傷害保険と短期健康保険業務を兼営することができるとした理論上の根拠は、業務上の性質が同様である可能性によるものであり、なお顧客の需要、市場競争、監督管理の整備の必要性により可能となった。

改正した理由は：第一に、傷害保険、短期健康保険および損害保険はいずれも補償的性質を有しているためである。第二に、精算基礎が同じである（いずれも損失の確率を基礎として保険料比率を計算する）。第三に、悪意的競争と業務上の紛争を免れることができる。第四に、分業経営を実施する多くの国はいずれも同様の原則に従い処理を行っている。

過去に、人と物を保険標的として分類し、兼営により長期的資金が短期的ソルベンシーに流用されることを防止しようとした。實際上第三領域は短期保険に含まれている。保険の経営範囲において、傷害保険と疾病保険（通常「第三領域」と称す）は生命保険と財産保険会社がいずれも経営できる業務範囲に含まれるようになった。財産保険会社が傷害保険と健康保険業務を兼営する原因は、可能性からみると両者は性質が同様であり、いずれも短期業務に含まれる。且つ、保険料比率の計算の根拠はいずれも損失確立を根拠とし、必要性からみると、付保人が付保しやすいし、保険者が事業の展開にかかるコストを下げるのに便利である。これは、被保険者の利益を保護しようとする保険監督管理の目的とまさに一致している。

第三領域における兼営を認めると、保険の保障能力を強化し、経営を促進し、保険監督管理を整備することができる。よって、保険業全体の発展が促進され、これらのいずれの方面に対しても重要な意義をもたらしている。そこで、付保人、保険者および監督管理者のいずれにも有利な「三営利」戦略だといわれている。

上述の根拠に基づき、新保険法では第92条の保険会社の業務範囲に対して以下のように改正した。

- (一) 財産保険業務には財産損失保険、責任保険、信用保険等の保険業務が含まれている。
- (二) 生命保険業務には生命保険、健康保険、傷害保険等の保険業務が含まれている。

同一の保険者は財産保険業務と生命保険業務を同時に兼営してはならないが、財産保険業務を経営する保険会社は保険監督管理機構の認定を経て、短期健康保険業務と傷害保険業務を経営することができる。そこで、保険会社は、保険監督管理機構が法により認定した業務範囲において保険経営に従事することができる。なお、保険会社は本法及びその他の法律、行政法規定以外の業務を兼営してはならない。

④ 個人保険代理人の代理件数に関する制限

中国の保険業の発展にともない、保険代理市場の主体も常に充実されてきている。専門の保険代理会社及び保険業を兼営している銀行等の保険代理機構の数と業務は比較的順調に発展を遂げており、保険商品の重要な販売ルートとなっている。ただし、旧保険法第124条第2項では、「生命保険業を代理経営する保険代理人は、同時に二つ以上の保険人の委託を受けてはならない」と規定した。同規定は、専門の代理会社及び兼業代理機構による能力の発揮を制限し、資源の浪費、旧保険会社による保険代理市場の独占をもたらし、公平な競争を妨げていた。他方、現在の中国の個人保険代理人市場の秩序は比較的に混乱しているため、市場の調整と規範化の必要性が生じ、監督管理を厳しくして、代理件数を制限する規制を緩和しなくてはならない状況である。そこで、新保険法は、旧保険法の上述の規定について「個人保険代理人は生命保険業務を代理する場合、同時に二つ以上の保険人の委託を受けてはならない」と改めた（新保険法第九条）。

4 保険業に対する監督管理を強化するための改正

保険活動を更に規範化し、保険業に対する監督管理を強化し、保険会社のソルベンシーに関する監督管理のレベルを高めるために、また保険業のリスク防正および解消を目的として、新保険法は旧保険法における一部の条項を修正した。

① 保険会社の責任準備金控除に関する規定を変更

改正の理由：第一、非生命保険の期限未到来の責任準備金については多様な控除方法がある。中国全体の一年の平均値をもって控除する規定は保険会社の経営とソルベンシーに関する監督管理に不利であった。第二に、責任準備金の控除について、「生命保険業務を経営する保険会社は、有効な生命保険証の正

味価値に基づいて未到来の責任準備金を控除する」と規定しているが、企業会計制度では「生命保険責任準備金」を控除すると規定し、保険法では「生命保険証における正味価値」を基準に控除すると規定し、概念が明確ではないため、精算に関する国際慣例に適合していなかった。

改正内容：原則のみ規定した。保険会社は、適時に各種責任準備金を十分控除し、具体的な控除方法は金融監督管理部門の規定に委ねる。

旧保険法第93条では、「生命保険業務以外にその他の保険業務を経営する場合、当該年度に内部留保した保険料の内から未到来責任準備金を控除しなければならない。控除及び振替決済の金額は、当該年度において内部留保した保険料の50%を超えてはならない。生命保険業務を経営する保険会社は、有効の生命保険証の正味価値に基づいて期限未到来の責任準備金を控除しなければならない」と規定した。新保険法第94条では、「保険会社は被保険者の利益を保障し、ソルベンシーを保証する原則に基づいて、各種責任準備金を控除しなければならない。保険会社による責任準備金の控除及び振替決済の具体的方法は保険監督管理機構が制定する」と規定した。

② 監督検査権限

保険監督管理を強化し、金融リスクを有効的に防止することを目的として監督検査権限についても改正を行った。

改正内容：第一に、新保険法では、保険会社が金融機関に預け入れた残高についての保険監督管理機構の調査・質問権に関する規定を増加した。各種の金融機構における保険会社の口座について調査・質問する権利を有する。

旧保険法第107条では、「金融監督管理部門は保険会社の業務状況、財務状況及び資金運用状況について検査する権利を有し、規定した期間内において関連書面報告と書類を提出するよう保険会社に請求する権利を有する」と規定した。同規定を新保険法は第109条において「保険監督管理機構は保険会社の業務状況、財務状況および資金運用状況について検査する権利を有し、規定した期間内において関連書面報告と書類を提出するよう保険会社に請求する権利を有する」と規定を改めた。即ち、保険会社は法により監督・検査を受けなければならない、保険監督管理機構は金融機構における保険会社の残高を調査・質問する権利を有するようになった。第二に、新保険法では第108条を新たに増設して、ソルベンシーに関する監督管理内容の強化をはかった。第108条によると「保険監督管理機構は保険会社のソルベンシーに関する監督管理の指標体系

を構築し、整備しなければならず、保険会社の最低ソルベンシー能力について監督管理を行わなければならない」と規定した。

また、違法行為に関する処罰の基準を厳しくし、主に刑事罰を加えて旧保険法における「法律責任」に関する条項を修正、補充した。同時に、経済発展と高収入化にともない、違反者が相応する法的責任を負うように規定を改めた。即ち、処罰を厳しくし、また行政処罰規定も適切に増加させた。同時に、新保険法は、旧保険法における監督管理機構に関する表現等について必要に応じて一部修正し、調整した。例えば、「金融監督管理部門」という用語を「保険監督管理機構」に変更した。

三 中国保険法における今後の研究課題

2002年に、保険法について急遽改正した主たる理由は、保険業法が保険業の発展の需要を完全に満足させることができず、保険契約法が修正されていないため多くの紛争を招き、保険業の発展を妨げることになり、当事者の適法的権利の保護に不利な状況を呈しているということによる。

1 立法例に関する問題

立法において、保険業法と保険契約法の統一および分立に関する問題がある。中国では保険業法と保険契約法を統一しようとしている。しかしながら、これには立法趣旨の不統一問題があった。保険業法の立法趣旨は、被保険者の適法的利益を保護すると規定しており、保険契約法の立法趣旨は、保険契約当事者双方の適法的利益を保護すると規定している。

2 《保険業法》における今後の研究課題

① 組織形態

経済発展の差異は保険需要における多様性を求め、各種の保険組織形態が異なる需要を満足させることができることを考慮して、保険法は保険会社の組織形態について明確に規定した。

保険法は、現在中国における保険会社の組織形態について、株式有限会社、国有独資会社及びその他の組織形態があると規定している。諸外国では相互保険会社と保険合作社も保険組織の重要な形態となり、特に、よくみられる形態として相互保険会社がある。1999年に世界で上位500社の内53社が保険会社で

あり、その内21社が相互保険会社だった。2000年の世界の上位500社の内49社が保険会社であり、その内17社が相互保険会社だった。相互保険会社は、保険者と付保人の利益が一致するためによく用いられているともいえる。いずれにしろ、中国の保険会社の組織形態においても、株式有限会社、国有独資会社、相互保険会社、保険合作社、及びその他保険組織という形式をとらなければならない。

保険会社の組織形態の多様性が重要である理由としては：第一に、経済発展の不均衡と保険需要に関する多様性による。第二に、保険組織機能の差異による。第三に、中国における独占競争型の保険市場モデルの構築に有利となる。また多様な形式をとることにより、一方では大量の保険会社の存在が可能となり、競争を促進することができる。他方、少数の会社が市場シェアを占めているため、保険市場の安定が保証でき、それ故被保険者が保険による利益を保障することができる。実際、現在の中国には「保険航空母艦」が必要であるといわれている。例えば、国有独資会社に株式制度を導入して改革し、保険株式会社において増資を行うとともに合併等の形式を用いて実現する必要がある。

要するに保険会社は、株式会社形態を主体とし、相互保険会社、国有独資会社、保険合作社の形態を統合する組織形態をとらなければならない。そのために、中国保険法における保険組織形態に関する規定を修正することが求められた。即ち、《保険法》第156条の規定に基づき、その他の組織形態に関する関連法規を制定しなければならない。

② 保険投資に関する問題——外部環境の変化

保険投資に関する問題において、中国の実情および諸外国の経験に照らし、保険投資に関する監督管理の基本方針を改善する必要性が生じ、そのためには、投資方式を緩和し、投資比率について厳格にコントロールしなければならない。現在の保険投資項目以外にも、保険会社が直接株式、社債、不動産、担保貸付を行うことを許可し、相応する投資比率を規定し、保険会社のソルベンシー能力を強化しなければならない。投資方式の緩和は、保険会社の投資回収率を高めることができ、保険会社も投資の組み合わせをもってリスクを回避することができる。投資比率は方式比率と主体比率に分けられる。方式比率とは、リスクが比較的に大きい投資方式が投資全般において占める比率のことをいい、ハイリスクの投資方式を効果的にコントロールできる方式である。主体比率方式とは、資金調達主体がもたらした投資リスクを効果的にコント

ロールできる方式である。

③ 第98条における最低ソルベンシー能力

保険法第98条は、最低ソルベンシーに関する規定であるが、国際スタンダードと調和させるために2002年の改正において同条の内容を修正した。即ち：旧保険法における「実質資産及び実質負債」という表現を新保険法においては「承知資産及び承知負債」という表現に改めた。旧保険法第98条によると「保険会社はその業務規模に相應する最低ソルベンシー能力を有しなければならない。保険会社の実質資産から実質負債を引いた差額は、金融監督管理部門が規定した金額を下回ってはならない。定めた金額を下回る場合、資本金を増加し、その差額を補充しなければならない」と規定した。

④ 金融一本化問題

現在中国には、銀行保険業、即ち銀行が保険業務を代理する場合もあり、銀行・保険持株会社もあって、保険・金融会社の合併の実態もあるが、金融持株会社法がまだ制定されていない状況である。そのため、銀行・保険法の統合を実現するための金融持株会社法の制定は急務となっている。

3 保険契約における修正すべき問題点

① 保険証書の現金価値の概念及び算定

保険法第59条第2項の規定によると、「保険者は前項の規定により契約を解除し、付保人が二年以上の保険料を支払った後、保険者は契約の約定により保険証書の現金価値を返還しなければならない。付保人が二年間の保険料を完全に払込んでいない場合、保険者は手数料を控除して、保険料を返還しなければならない」と規定していた。同規定では現金価値の定義が明確でないため、紛争をもたらし、修正しなければならない状況であった。

② 受益者問題

(1) 受益者の適用範囲

受益者の範囲は生命保険のみではなく、財産保険にも及ぶ。財産保険の被保険者と受益者は完全に一致するとは限らないので、中国では現在生命保険に限って受益者に関する規定を置いてある。

(2) 受益者の認定

受益者を被保険者が指定するか、または付保人が指定する場合は被保険者の同意を得なければならず、これはいずれもモラルハザード防止の要請による。

(3) 受益権の取得及び喪失

受益権の取得：

保険法第61条では、「生命保険の受益者は被保険者又は付保人の指定による」と規定した。付保人が受益者を指定する場合、被保険者の同意を得なければならない。被保険者が、無民事行為能力者又は民事能力を制限されているものである場合、その後見人が受益者を指定しなければならない。

受益権の喪失：

- ・ 謀殺行為による受益権喪失

保険法第65条では「付保人、受益者が故意に被保険者の死亡、傷害又は疾病をもたらした場合、保険者は保険金支払の責任を負わないものとする。付保人が二年以上の保険料を払込んだ場合、保険者は契約の約定によりその他の権利を享有する受益者に保険証書の現金価値を返還しなければならない。受益者が故意に被保険者の死亡又は傷害をもたらし、或いは故意に非保険者を殺害または未遂した場合、受益権を喪失する」と規定した。

分析：受益者が被保険者を謀殺した場合、保険者が保険金を支払わないということは、公平原則に違反している。理由としては、保険料比率の重要な根拠は死亡率であり、死亡率の算定において謀殺の要素を排除していないので、保険者は被保険者に保険金支払いの義務がある。多数の受益者の内、ある受益者が被保険者を謀殺した場合、当該受益者が受益権を喪失するだけで、その他の受益者は無辜なので、その他の受益者の受益権に影響を与えないはずである。

- ・ 受益者を指定していない場合。
- ・ 受益者が被保険者より先に死亡した場合。
- ・ 受益者と被保険者が同時に死亡した場合。但し、中国の保険法では共同災難の場合についての法規定を置いていない。

なお、2002年の改正では保険法第64条についても修正した。旧法64条によると「被保険者の死亡後、以下のいずれかの状況が生じた場合、保険金は被保険者の相続財産となり、保険者により被保険者の相続人に保険金を支払う義務がある」と規定した。

- ・ 受益者を指定していない場合。
- ・ 受益者が被保険者より先に死亡し、その他の受益者がいない場合。
- ・ 受益者が法により受益権を喪失し又は放棄し、その他の受益者がいない場

合。

即ち、同64条の内容を第63条と同様に規定すべきである。第63条によると「被保険者の死亡後、以下のいずれかの状況が生じた場合、保険金は被保険者に帰属しなければならない」と規定した。

- ・ 受益者を指定していない場合。
- ・ 受益者が被保険者より先に死亡し、その他の受益者がいない場合。
- ・ 受益者が法により受益権を喪失し又は放棄し、その他の受益者がいない場合。

修正の理由としては：保険金が被保険者の相続財産であるか否かについては、保険法において規定する問題ではなく、相続法において規定する問題である。被保険者が存在しない場合、保険金は当然その相続人が相続しなければならない。これは、保険業務の開拓と発展にも有利であると判断したからである。また、保険法第62条によると、「被保険者又は付保人は一人又は複数の受益者を指定することができる」と規定し、第63条2項によると「付保人は受益者を変更する場合、被保険者の同意を得なければならない」と規定している。

(4) 保険金の帰属

・ 謀殺の場合

保険法第65条によると「付保人、受益者が故意に被保険者の死亡、傷害又は疾病をもたらした場合、保険者は保険金支払いの責任を負わないものとする。付保人が二年以上の保険料を既に払込んだ場合、保険者は契約の約定により権利を有するその他の受益者に保険証の現金価値を返還しなければならない」と規定している。

分析：受益者が被保険者を謀殺した場合、公平原則に違反するため、保険者は保険金を支払わないものとする。保険料比率の重要な根拠は死亡率であり、死亡率の算定において謀殺要素による死亡率を考慮していないため、保険者は被保険者又は謀殺行為があるもの以外の受益者に保険金を支払う義務がある。即ち：

- ・ 受益者を指定していない場合。
- ・ 受益者が被保険者より先に死亡し、その他の受益者がいない場合。
- ・ 受益者が被保険者と同時に死亡した場合。アメリカでは共同災難条項という。

上述したように、第64条によると、被保険者の死亡後、次のいずれかの状況が生じた場合、保険金は被保険者の相続財産として、保険者が被保険者の相続

人に対し保険金支払の義務を負うものとする。

- ・ 受益者を指定していない場合。
- ・ 受益者が被保険者より先に死亡し、その他の受益者がいない場合。
- ・ 受益者が法により受益権を喪失し又は放棄し、その他の受益者がいない場合。

こうして実際保険法は、被保険者と受益者の同時死亡については規定を置いていないので、多くの紛争を招いている。そこで、保険会社は国際慣例に基づいて、共同災難条項を適用しなければならないのである。但し、裁判所はこの場合において中国の相続法により判決をくだすべきである。仮に、被保険者と受益者が同時に死亡した場合、相続人がいないものが先に死亡し、相続人がいるものが後に死亡したと推定する。いずれも相続人がいるかいずれも相続人がいない場合、目下が先に死亡したと推定する。しかし、これには相続人と受益者が同一人物であるか否か、相続財産と保険金が同額であるか否かの問題がある。そこで、保険法において、被保険者と受益者が同時に死亡した場合、受益者が先に死亡したとみなす規定を置くべきである。そこで、繰り返し強調するが、第64条の規定を「被保険者の死亡後、以下のいずれかの状況が生じた場合、保険金は被保険者に帰属する」と改めるべきである。

- ・ 受益者を指定していない場合。
- ・ 受益者が被保険者より先に死亡し、その他の受益者がいない場合。
- ・ 受益者が法により受益権を喪失し又は放棄し、その他の受益者がいない場合。

第62条第2項によると「受益者が複数人いる場合、被保険者又は付保人は受益順序及び受益份を確定することができる。受益份が決まっていない場合、受益者は同等の受益権を有する」と規定した。

③ 未成年の保険

理由：未成年保険に関する改正は、モラルハザード防止を趣旨としている。保険法第55条により「付保人は無民事行为能力者のために死亡を保険金給付条件として生命保険をかけた場合、保険者は保険を引受けてはならない。父母がその未成年の子女のために生命保険に付保した場合には、前項の規定の制限を受けないものとし、但し死亡を保険金給付の条件とした総額が金融監督管理部門の規定した限度額を超えてはならない」と規定した。

更に、第57条第3項により「父母がその未成年の子女のために生命保険に付

保した場合は、第1項の規定の制限を受けない」と規定した。

しかし、上述の条文には二つの問題が存在する。一つは限度額についての規定であるが、投資型保険の場合、保険金額の付保時によるか、それとも保険事故の発生時の金額によるかが問題となる。他の一つは、年齢に関する制限規定である。未成年の年齢を現行法は18歳未満としているが、これは適切ではない。実際、科学技術の進歩により14歳の子は既に完全に民事行為能力を具備している。そこで、第54条、56条の未成年の年齢を14歳未満の未成年に改めた。

④ 告知義務

保険法第17条によると「保険契約の締結に際し、保険者は付保人に保険契約の条項内容を説明し、且つ保険標的或いは被保険者の関連状況について質問し、付保人に事実の通りに告知する義務がある」と規定している。

付保人が故意に事実を隠し、事実の通り告知する義務を果たせず、或いは過失により事実の通り告知義務を果たしていないことにより、保険者の保険承諾或いは保険料比率の設定に大きな影響を与える場合、保険者は保険契約を解除する権利を有する。付保人が故意に事実の通り告知する義務を果たしていない場合、保険者は保険契約解除の前に発生した保険事故について、賠償又は保険金給付の責任を負わず、且つ保険料を返還しないものとする。付保人が過失により事実の通り告知義務を果たしておらず、保険事故の発生に重大な影響を与えた場合、保険者は保険契約の解除前に発生した保険事故について、賠償又は保険金給付の責任を負わないが、保険料を返還するものとする。保険事故というのは、保険契約において約定した保険責任範囲内の事故のことをいう。

保険法第18条によると「保険契約において保険者の免責条項を規定した場合、保険者は保険契約の締結に際し、付保人に対して明確に説明しなければならない、明確に説明していない場合、当該条項は効力を生じない」と規定した。当該規定は二つの問題がある。第一に、告知の形式を明確に規定しなければならない。即ち、書面形式により保険者の保険条項と、付保人に対する、調査・告知等について明確に規定する必要がある。第二に、告知において除斥期間を明確に規定しなければならない。保険法では、年齢に限って、誤った告知をした場合、不可抗弁の期間を規定してある。年齢以外に誤った告知をした場合、保険者は、付保人が事実の通り告知しなかったのを知っている場合に対する解除権行使の除斥期間については規定していないのである。これは、付保人に対

しては不公平であるため、除斥期間を増す必要性が生じた。

⑤ 解釈原則

保険法第31条によると「保険契約の条項、保険者と付保人、被保険者或いは受益者と紛争がある場合、人民法院或いは仲裁機関は、被保険者と受益者に有利となる解釈をしなければならない」と規定してあるが、同規定についても改める必要があった。「保険契約の条項、保険者と付保人、被保険者或いは受益者の間において紛争がある場合、人民法院又は仲裁機関は、付保人、被保険者と受益者に有利となる方向で解釈しなければならない」と規定した。というのは、付保人は保険契約の起草者ではないからである。

⑥ 重複保険に関する定義

保険法第41条第3項によると「重複保険は付保人が同一保険標的、同一保険利益、同一保険事故につき、其々二つ以上の保険者と保険契約を締結した場合をいう」と規定した。当該規定は、重複保険の期間、保険金額と保険価値の関係について規定していないので、共同保険と混同しやすいのである。そこで、同規定についても内容を改める必要性が生じた。即ち、「重複保険というのは、付保人が同一保険標的、同一保険利益、同一保険事故につき、同時に其々二つ以上の保険者と保険契約を締結し、その保険金額の和が保険価値を超える保険のことをいう」と規定すべきである。

参考文献

- 1 王緒瑾：《保険学》，北京，经济管理出版社，2004年9月。
- 2 李玉泉：《保険法》，北京，法律出版社，2003年8月。
- 3 裴光：《中国保険業競争力研究》，北京，中国金融出版社，2002年1月。
- 4 《2001-2004年中国保険年鑑》，北京，中国保険年鑑編集部。
- 5 王緒瑾：「中国の保険市場に関する研究」，《北京工商大学学报》（社会科学版），2003年1月。
- 6 王緒瑾：「海外の保険投資方式に関する比較研究」，《金融研究》，1998年5月。
- 7 王緒瑾：「中国における保険代理人の位置づけを論ずる」，《法商研究》，1998年4月。
- 8 王緒瑾：「中国大陆における保険監督管理」，《保険専刊》（中国台湾）1998年12月，総第54期。
- 9 王緒瑾：「中国における保険法改正及び若干の問題点に関する研究」，《北京弁

護士大講壇》，北京，法律出版社，2005年5月。

- 10 王緒瑾，費安玲：「中国における保険監督管理に関する制度研究」，早稲田大学《比較法学》（日本）2005年38巻第3号。
- 11 Wang Xujin, Fei Anling, Zhuo Yu: *Research on the Editing of Chinese Insurance Law and Relative Problems*, The Seventh Asia-Pacific Risk and Insurance Association Annual Conference At Thailand on July 21-24, 2003.
- 12 Wang Xujin, Lina : *The Trends in the Chinese Insurance Market Structure, The Journal of Risk Management and Insurance, Volume7 (2002)* , Pubiished by Assumption University (ABAC) , Hua Mak, Bangkok, Thailand
- 13 Wang Xujin : *A Resarch on China's Insurance Market, Study on Insurance Regulation and Actuarial Practice in China*, May, 2002, Pubiished by Renmen University of China.